

公共職業訓練（委託訓練）実施事業者の公募

事業者向けの業務委託の案内です

山梨県では、求職者を対象に民間教育訓練機関を活用した委託訓練を実施しています。

この委託訓練は、職業能力開発促進法15条の6第3項に基づき、山梨県が職業能力の開発及び向上について適切と認められる民間教育訓練機関等に委託して実施するものです。実施にあたっては、就職支援及び訓練事務などを含めてお願いすることになります。そこで、県が提示する訓練コースについて具体的な企画提案をしていただき、審査・選定の上、業務を委託します。

《令和3年度事業者向け説明会の開催について》

令和3年度委託訓練（短期間・短時間訓練コース及びeラーニングコース）の受託を希望する事業者を対象に下記のとおり説明会を開催します。参加を希望する事業者は、事前申し込みの上、御参加ください。

日 時	令和3年5月13日（木） 午後1時30分～3時00分
場 所	山梨県庁 防災新館 4階 410会議室
内 容	募集する訓練等の内容及び選考スケジュールの説明、質疑応答 ① 短期間・短時間訓練コース ② eラーニングコース ※両コースの対象者や内容等の概要は別紙1を参照して下さい。
参加申込	出席申込書（別添様式）を5月11日（火）午後3時までにFAXで送付してください（受付票等は送付しませんので、送信結果を必ず御確認ください）。
送付先 FAX 番号	055（223）1560

[その他]

- ・訓練業務の受託のためには一定の要件（別紙2）が必要となります。
- ・駐車スペースに限りがありますので、できる限り公共交通機関を活用して下さい。
- ・募集する訓練等の資料は当日配付します。事前配付は行いません。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご配慮願います。

- ・御出席いただける場合は、1名でお願いいたします。
 - ・御出席を控えていただける場合は、資料を郵送いたします。
- なお、御不明な点等がございましたら、電話等にて個別に対応させていただきます。

問い合わせ先：山梨県産業労働部産業人材育成課 人材育成担当

TEL 055-223-1567

令和3年度委託職業訓練（短期間・短時間訓練コース及びeラーニングコース）事業概要

1 事業の目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、休業を余儀なくされる方や、勤務シフトが減少したシフト制で働く方、感染症対策業務等で地方公共団体等に臨時的に雇用される方等の在職中の求職者等について、職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるようにするため、仕事と訓練受講を両立しやすくなるよう、短期間・短時間訓練コース及びeラーニングコースの訓練を実施する。

2 訓練コースの概要

(1) 短期間・短時間訓練コース（令和3年度限り）

担当機関	峡南高等技術専門校	
分野	事務系	
訓練科名 (コース名)	パソコン基礎科①（短期） パソコン基礎科②（短期）	簿記科（短期）
コース数	2コース	1コース
定員	各コース20人 (合計40人)	20人
訓練開始 (予定)	① 8月下旬 ② 11月中旬（夜間、土日開催）	10月下旬
訓練期間	1箇月	
訓練時間	60～80時間を標準	
実施場所	県と協議の上決定	

※パソコン基礎科②（短期）以外のコースについても、夜間又は土日のみの開催も可。（日程の詳細は県と協議の上決定）

※受講料は、無料とする。ただし、訓練受講者本人の所有に帰するテキスト代等は、訓練受講者本人の負担とする。

※1月当たりの訓練設定時間を短くすることで、安易に仕上がり像の低いコース設定とならないよう留意すること。

(2) eラーニングコース

在宅訓練に用いる教材は、原則として情報通信技術により構成され、かつ提供されるものであること。訓練期間は2箇月を標準とし、1日当たりの標準訓練時間は3時間とする。教材は、全日・通所制の訓練と同等の訓練効果が期待できるものであれば、表現方法・学習形式・配信方法などを限定しないが、学習パート及び確認テストで構成されている必要があること。

訓練生のアクセス記録の管理や、訓練受講を許可するコンテンツの管理、訓練生から訓練内容等に関する質問や相談に対しての対応、スクーリング及び就職支援を実施すること。（スクーリング及び就職支援について、県内において実施場所を確保すること。ただし、対面での個別指導が困難な場合、映像付電話等の方法により代替する事が出来る。）

担当機関	就業支援センター	
分野	事務系	
訓練科名 (コース名)	簿記・ファイナンシャルプランナー科 (eラーニング)	パソコン科 (eラーニング)
コース数	1コース	1コース
定員	15人	15人
訓練開始 (予定)	～9月末日まで	10月～3月末日まで
訓練期間	2箇月を標準	
訓練時間	1日当たり3時間を標準	
実施場所	自宅等	

※受講料は、無料とする。ただし、訓練受講者本人の所有に帰するテキスト代等は、訓練受講者本人の負担とし、訓練に必要な設備（パソコン等）及びインターネット接続環境は、訓練受講者が自ら用意又は、委託先機関が有償で貸与するものとし、通信設備に係る費用、通信費は訓練受講者が負担するものとする。

(3) 留意事項

雇用情勢等により、更に訓練コースを追加する場合がある。

3 訓練対象者

①及び②のいずれにも該当し、各コースについて、③～⑥のいずれかに該当する方

①公共職業安定所に求職申込みをしている方

②公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方

(1) 短期間・短時間訓練コース

③休業者、勤務時間がシフト制の労働者など不安定な就労状態にある方、感染症対策業務等で地方公共団体等に臨時的に雇用される方等の在職中の求職者等、訓練時間や訓練期間に配慮を必要とする方

(2) eラーニングコース（⑥については、令和3年度限り）

④育児（小学校（義務教育学校の前期課程を含む）に就学前の子に限る。）又は介護等により外出が制限される求職者など、全日・通所制の離職者訓練の受講が困難な方

⑤居住地から通所可能な範囲に職業訓練を実施する機関が存在せず、事実上、離職者訓練を受講することができない方

⑥勤務時間がシフト制の労働者など不安定な就労状態にある方等の在職中の求職者等又は、実施日時が特定された科目のみで構成される離職者訓練の受講が困難な方

4 委託する主な業務

- (1) 訓練の実施
- (2) 訓練実施に伴う業務
- (3) 就職支援の実施

5 委託費

委託費は1人当たり1月、以下の額を上限とし、個々の経費の積み上げによる実費とする。

(1) 短期間・短時間訓練コース

訓練実施経費 1人当たり1月50,000円(外税)を上限

ただし、1月当たりの訓練設定時間が60時間未満のものは、委託費の単価を60時間に対する訓練設定時間の割合で按分する。

就職支援経費 1人当たり1月20,000円(外税)を上限

①就職支援経費就職率	70%以上	10割
②就職支援経費就職率	50%以上70%未満	5割
③就職支援経費就職率	50%未満	支給なし

(2) eラーニングコース

1人当たり1月60,000円(外税)を上限

※就職支援経費の支給なし。

委託訓練受託要件（案）

公共職業訓練を受託するに当たっては、原則として、次の1～8に掲げる項目について全てを満たす必要があります。

- 1 受託しようとする訓練の目的・目標、カリキュラム内容、訓練時間、訓練場所等が、求職者の職業能力の開発及び向上に資するものであって、真に就職に必要な訓練と認められるものであること。
- 2 短期間・短時間訓練コースについては、受託しようとするカリキュラム内容と同程度の訓練等を1年以上実施しており、入校実績・修了実績を有するものであること。
なお、同程度の訓練等とは訓練期間までは拘束せず訓練内容とし、また1年以上とは、申請日より1年以上前から同程度の訓練を開始し、引き続き行っていることとする。
- 3 訓練を適切に管理・運営できる組織・人員を備えており、訓練全般に係る統括責任者、就職支援責任者及び事務担当者が配置されていること。
- 4 仕様書に定める定員の受講生が訓練を受けるに十分な施設、設備及び備品等が整備されていること。
- 5 訓練を指導する者は、下記に該当する者で、担当する科目の指導経験を1年以上有する者であること。
職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法第30条の2第2項に規定する者で、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者（担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能な者を含む。）。
訓練を指導する者の配置は、訓練内容が実技のものにあつては15人に1人以上、学科のものにあつては概ね30人に1人以上の配置をすること。
- 6 過去5年間以内に委託訓練実施要領に規定されている不正行為（他の要領に基づく委託訓練や求職者支援訓練において不正行為があつた場合も含む。）に係る処分がないこと。
また、公共職業訓練の受託機関として適性を欠くような事業主体でないこと。
- 7 個人情報取り扱いについて十分な注意を払い、受託事業コースで知り得た個人情報を、他の業務に利用しないこと。
- 8 山梨県物品等競争入札参加資格者又は学校教育法の規定により、山梨県教育委員会の認可を受けた専修学校であること。